（高速自動車国道法施行規則の一部改正）

第三条　高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（高速自動車国道と鉄道との交差部分の管理の方法の基準） **第十一条**　法第十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、高速自動車国道と鉄道との交差部分について次に掲げる事項の全てを定めていることとする。 一　高速自動車国道及び鉄道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状を把握するための点検の実施時期その他の点検に関する事項 二　点検の結果に応じて想定される修繕の方法その他の修繕に関する事項	（新設）
第十二条・第十三条　（略）	**第十一条・第十二条**　（略）

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和六十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イの国土交通省令で定める改築） **第三条の二**　令第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イの国土交通省令で定める改築は、踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第四条第一項に規定する地方踏切道改良計画に従って行われる道路の高架移設、車道又は歩道の拡幅その他の改築とする。 （令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める改築） **第三条の三**　令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。 一～六　（略） （令第一条第三項第三号ハ及び第二条第二項第三号ハの国土交通省令で定める改築） **第三条の四**　令第一条第三項第三号ハ及び第二条第二項第三号ハの国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。	（新設） （令第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イの国土交通省令で定める改築） **第三条の二**　令第一条第三項第三号イ及び第二条第二項第三号イの国土交通省令で定める改築は、次に掲げるものとする。 一～六　（略） （令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める改築） **第三条の三**　令第一条第三項第三号ロ及び第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める改築は、無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）第八条第一項又は第二項の都道府県無電柱化推進計画又は市町村無電柱化推進計画に基づいて行われるものとする。

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第五条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表） **第三十六条の八**　法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次のとおりとする。 一～三　（略）	（国土交通大臣による輸送の安全に関わる情報の公表） **第三十六条の八**　法第十九条の三の国土交通省令で定める輸送の安全に関わる情報は、次のとおりとする。 一～三　（略）